

「新キャタピラー三菱レディース」ゴルフ大会 無料入場券プレゼント!

毎年熱戦が繰り広げられる、「新キャタピラー三菱レディース」ゴルフ大会が、8月18日(金)から20日(日)までの3日間、仙石原の大箱根カントリークラブで開催されます。

今年もまた主催者から、多くの町民の皆さんに大会に親しんでもらうため、無料入場券が町に届きましたので、この機会にぜひご観戦ください。ご希望の方は次の窓口で請求してください。

※今回の入場券は18日(金)・19日(土)限定の入場券です。ご注意ください。(最終日20日(日)の観戦はできません)

配付場所 出張所、社会教育センター、さくら館、やまなみ荘、レイクアリーナ箱根、役場本庁(町民課・観光振興課)

配付枚数 1人2枚まで(1回の入場毎に1枚必要)

配付方法 窓口にて、住所・氏名を確認させていただいたうえ配付します。

配付期間 7月14日(金)～8月17日(木) ※時間は、各施設の事務取扱時間内とします。

お願い ●各配付場所とも、入場券が無くなり次第終了させていただきますのでご了承ください。

●大会当日、駐車できる台数には限りがありますので、会場へは乗り合いでお越しになるか、または湯本駅(湯本大橋)から無料のシャトルバスをご利用ください。

照会先 観光振興課 ☎5-7410

「」存知ですか?

国民年金保険料免除・納付猶予制度

国民年金第1号被保険者(自営業者など)で、保険料を納めることが困難な方には、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

●法定免除

障害年金や生活扶助を受けている方は、届出により全額免除になります。

●申請免除

前年の所得が一定額以下で、現在収入がなく、保険料を納めるのが困難な方は、申請をして承認されると保険料が免除されます。

●納付猶予

30歳未満の若年者は、世帯主の所得を問わずに本人と配偶者の所得状況により、保険料の全額が猶予されます。

●学生納付特例

一定所得以下の学生は、申請書を提出し、承認を受けると在学期間中の保険料が猶予されます(毎年度4月に届出が必要です)。なお、昼間部の学生に加え、夜間部・定時制課程および通信課程の学生も対象となります。

免除・猶予を受けた期間の保険料は追納しましょう

国民年金保険料の免除や納付猶予、学生納付特例を受けていた期間は、年金額には反映せず、満額の年金額とはなりません。ですが、これらの期間は、その月から10年以内であれば、遡って納めることができます。

これを「追納」といいます。将来、より多くの年金を受けられるよう、追納することをお勧めします。

照会先 町民課

☎5-9564

町議会6月定例会

町議会6月定例会は、6月13日から6月20日までの会期で開催され、議案の審議ほか、7人の議員が15項目にわたる一般質問を行いました。

〈町長提出議案〉

- 箱根町手数料条例の一部改正
石綿による健康被害の救済に関する法律が施行されたことにもない、条例の一部が改正されました。
- 箱根町町営住宅管理条例の一部改正
公営住宅法施行令の一部改正にもない、条例の一部が改正されました。
- 箱根町国民健康保険条例の一部改正
国民健康保険法施行令の一部改正にもない、条例の一部が改正されました。
- 平成18年度箱根町一般会計補正予算(第1号)

湯本山崎地区住宅市街地総合整備事業にかかる国庫補助金が交付決定されたことにもない、歳入予算の財源内訳が更正されました。なお、一般会計予算総額は、当初の金額(86億3,000万円)に変更ありません。

〈報告案件〉

- 1 地方自治法の規定により、次の4項目について報告しました。
平成17年度箱根町一般会計補正予算繰越明許費の繰越しについて
- 2 箱根町土地開発公社経営状況の報告について
- 3 財団法人箱根町観光協会経営状況の報告について
- 4 財団法人箱根町文化・スポーツ財団経営状況の報告について

〈議会議事案件〉

◎「嶺水苑」跡地におけるマンション計画に関する請願書
千代田紹禎他1名から提出されたこの請願は、請願項目を分割して、総務企画常任委員会と教育福祉常任委員会に会期中の審査として、それぞれ付託され、総務企画常任委員会の所管分については一部採択、教育福祉常任委員会の所管分については採択となり、各委員長報告のおおり、それぞれ決定しました。

まちかどレポート

第14回

「湿原保全ボランティア」を

「」存知ですか?

それでは問題です。毎春必ずテレビや新聞に取り上げられる箱根の行事は何でしょうか? 答えは、仙石原高原で行なわれる「野焼き」です。

平成12年から野焼きの範囲が県道をはさんで向かい側の湿原まで拡大されました。その翌年の平成13年から、この野焼きによって湿原に生ずる変化を、植物や昆虫、野鳥などの小動物の生態、水質や景観など、さまざまな角度から観察する本格的な調査が、国・県・町で始まったのだそうです。

その中で、植物調査を担当しているのが、この「湿原保全ボランティア」です。

この活動を支えているのは、箱根湿生花園元副園長の井上香世子さんと、同園に在籍の高橋孝三さんです。発足当初4人だったメンバーも現在では28人。このうち地元民は、湯本の川崎英憲さんと中村和義さん、それに仙石原の白土信子さんと新米の私の計4人です。

活動は3月から11月までの第3火曜の月1回、集合は箱根湿生花園に10時です。

退職金共済制度加入奨励補助金

退職金共済制度に加入している事業者に対し、掛金の補助を行っています。

補助を受けようとする事業者は、次により申請してください。

なお、今回の申請は平成18年前期分(1～6月)です。

申請期間 7月3日(月)～14日(金)

申請方法 産業施設課または出張所に備え付けの申請用紙に記入、押印のうえ提出してください。

対象共済制度

- 中小企業退職金共済制度
- 小田原商工会議所特定退職金共済制度
- 箱根温泉観光産業従業員退職金共済制度

補助要件 ●町内で1年以上継続して事業を営む者であること

●町税を完納していること

補助額 (1か月あたり・一人)
●掛金2,000円未満の場合 1500円

●掛金2,000円以上の場合 3000円

補助期間

共済契約者が新規共済契約を締結した日の属する月から起算

して84か月(7年間) ※4月1日から補助金交付要綱が改正され、補助期間(新規加入時から7年間)が設けられました。

照会先 産業施設課 ☎5-9568

公共下水道への接続のお願い

公共下水道が使用できる区域(供用開始区域)にお住まいで、まだ接続していない方は、公共下水道への接続をお願いします。

なお、接続の工事は、町が指定している「指定工事店」でないとできません。

また、接続工事に要した費用については、供用開始区域になつてから3年以内の地域の方には、補助や貸付を行っています。

自宅が供用開始区域なのか、あるいは供用開始から3年以内の区域なのかわからない場合や指定工事店を知りたい場合などは、お問い合わせください。

照会先 上下水道課 ☎5-9567



お弁当や飲み物は各自持参。手作りの美味しいおかずをご馳走になることも多々あり、楽しみのひとつです。 さて、今日は4月18日。晴天微風、総勢17人で観察会はスタートしました。長靴を履き、デイバックを背負い、肩にカメラ、手にはメモ帳です。 歩く範囲は、仙石原湿原のほぼ全域です。この湿原一帯には、300種類を超える植物が生育しているそうです。この日1日必死でメモした私の観察記録には「ハリガネスゲ2、ゴンゲンスゲ2、オオバギボウシ2、コバギボウシ1、クサボケ1、フデリンドウ3、ニオイタチツボスミレ3、サクラスミレ3、アカネスミレ3、ヒナスミレ3、ハナネコノメ3、カキドオシ2、コキクザキイチゲ3、セントウソウ3」などとあります。植物名の後ろの数字はその生育状況や開花状態などを1から5の数で表現します。新芽が見えたら「1」、花がっほみの時は「2」といった要領です。

あれからもうすぐ1年、あの花たちの再会を願っています。 皆さん、私たちと一緒に仙石原湿原を歩いてみませんか? きつと新しい発見があると思います。

まちかどレポーター 真利子栄子

